



魚沼市

不妊治療費助成制度



のご案内



※令和4年4月1日から不妊治療が保険適用となりました。

魚沼市では不妊治療の治療費の一部について次のとおり助成を行っています。

令和4年度以前(不妊治療の保険適用前)に魚沼市の不妊治療費助成回数の上限まで助成を受けた方も助成対象となります。

魚沼市教育委員会事務局

子ども課母子保健係

(魚沼市本庁舎1階)

TEL 025-792-9204

2024年12月改訂

《目的》

不妊治療を行っているご夫婦に対し治療にかかる費用の一部を助成することによって経済的な負担を軽くするための制度です。

《対象者》

法律婚又は事実婚のご夫婦で次のすべてに該当する方

- ① 治療期間及び申請日に魚沼市に住所がある（住民登録している）方。
- ② 治療開始日における妻の年齢が43歳未満であること。

※ご夫婦それぞれで治療している場合は、1人ずつ申請することができます。

《助成内容》

日本国内の保険医療機関で行った不妊治療検査及び治療費（医療保険各法の適用を受ける治療、保険適用外の治療及び不妊治療に伴う卵子等凍結保存料）

- ※ 魚沼市に住所を有している期間の費用が対象です。
- ※ 他の自治体による同様の助成を受けた場合は、その助成額を控除した後の額となります。
- ※ 高額療養費や付加給付の対象となる場合はその額を控除した後の額となります。
- ※ サプリメントは助成対象外です。

《助成金額・助成回数》

◆ **生殖補助医療**（体外受精及び顕微授精をいいます。）

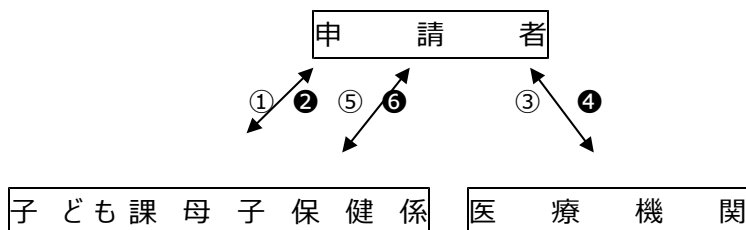
1回の治療につき15万円を上限とし、通算6回（治療開始が40歳以上の場合は3回）まで申請できます。（1年度あたりの申請回数の規定はありません。）

◆ **一般不妊治療**（人工授精等、上記以外の不妊治療をいいます。）

1年度1回5万円を上限とし、通算5年度まで申請できます。

※ 生殖補助医療、一般治療の両方の助成を受けることができます。

《 申請から助成までの流れ 》



《治療を受ける前に準備していただきたいこと》

保険適用の治療を受けられる方で高額療養費の対象になりそうな場合は、ご自身の加入する保険者に「**限度額適用認定証**」の交付を受けてください。

①子ども課母子保健係へ申請希望を連絡してください。

※治療開始時にご連絡ください。

②申請書類をお渡します。

③治療終了後、医療機関(主治医)へ魚沼市不妊治療に係る医療機関等受診証明書(様式 2)を提示し、証明を受けてください。

④医療機関が証明書を交付します。(証明書作成にかかる費用は申請者負担です。)

⑤子ども課母子保健係へ必要書類を添えて申請書を提出します。

※「限度額認定証」を医療機関の窓口で提示せず、高額療養費の対象となる場合は市への申請前に、ご自身が加入する健康保険の高額療養費の支給の決定を受けてください。

※治療期間が終了した日の年度内に申請してください

⑥子ども課母子保健係で確認後、助成金を指定の口座へ振り込みます。

◆申請期限は治療期間が終了した日の属する年度内です◆

治療期間が終了した日	申請期限
令和6年4月1日～令和7年3月31日の間	令和7年3月31日
令和7年4月1日～令和8年3月31日の間	令和8年3月31日

※医師の証明が遅くなる場合や、高額療養費の給付決定に時間を要する場合等で申請期限に間に合わない場合は必ず事前にご連絡ください。

《必要書類》

■ 共通

- ◇ 様式 1 の魚沼市不妊治療費助成金交付申請書
- ◇ 様式 2 の魚沼市不妊治療に係る医療機関等受診証明書
- ◇ 医療機関等で支払った領収証及び診療明細書
- ◇ 加入医療保険の資格情報が確認できるもの(保険証等)
- ◇ 振込先口座の通帳（申請者本人口座）の写し

■ 該当ある方のみ追加に必要な書類

- ◇ 高額療養費及び付加給付の決定通知の写し等
- ◇ 他の自治体等で助成を受けた場合はその決定通知書
- ◇ 法律婚の夫婦で住所が異なる場合は戸籍謄本（発行からおおむね 1 ヶ月以内のもの）

■ 事実婚の場合の追加書類

- ◇ 様式 4 の事実婚に関する申立書
 - ⇒ 事実婚関係にあること、治療の結果、出生した子について認知を行う意向があることを確認します。
- ◇ 両人の戸籍謄本（発行からおおむね 1 ヶ月以内のもの）
 - ⇒ 重婚でないことを確認します
- ◇ 両人の住民票
 - （発行からおおむね 1 ヶ月以内のもので、続柄の記載のあるもの）
 - ⇒ 同一世帯になっているかの確認をします。同一世帯でない場合は様式 4 の「事実婚に関する申立書」に理由を記載してください。

《出産等による助成回数のリセット》

助成を受けた後、出産した場合は助成回数のリセットすることができます。
また、妊娠12週以降に死産に至った場合も助成回数のリセットすることができます。

1. 追加書類

【助成を受けたあとに出産した場合】

◇戸籍謄本又は母子健康手帳の「出産の状態」の頁の写し

【妊娠12週以降に死産に至った場合】

◇死産届の写し又は母子健康手帳の「出産の状態」の頁の写し

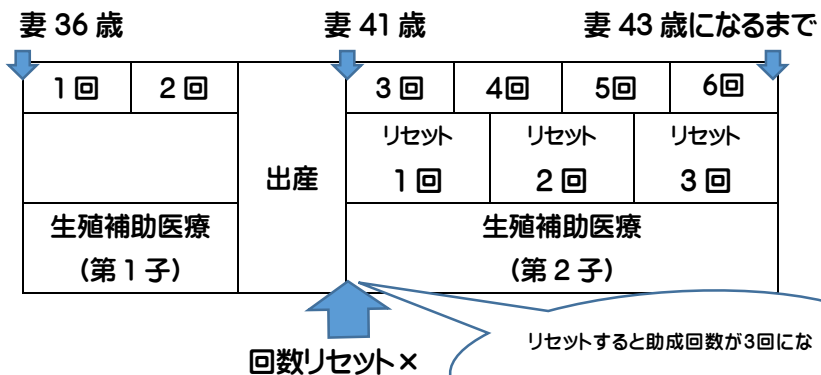
2. 助成回数リセット後の上限回数

生殖補助医療のリセット後の助成上限回数は、リセット後に初めて助成を受けた治療の開始時の妻の年齢で再決定します。

リセット後に初めて助成を受けた治療の開始時の妻の年齢	上限回数
40歳未満	6回
40歳以上 43歳未満	3回

例：初回治療開始の妻の年齢が39歳以下で

第2子のための治療開始時の妻の年齢が40～42歳の場合



★★★ご注意ください★★★

この治療費に関して確定申告で医療費控除を受ける場合は、助成が決定した方は助成額を差し引いて申告しなければなりません。必ず魚沼市の助成金交付決定通知書のコピーを添付し、助成を受けたことを申し出ててください。

プライバシーは固く守ります！ 詳しくは、下記にお問い合わせください。

《問い合わせ先》

魚沼市子ども課母子保健係（市役所本庁舎 1 階）

〒946-8601

魚沼市小出島910番地

Tel : 025-792-9204



2024年12月改訂